

やまなし食の安全・食育推進大会実施要綱

(目的)

第1条 食の安全・安心の確保対策や食育を円滑かつ効果的に推進していくためには、関係者が相互の役割を認識し、連携・協力しながら、一体となって施策を展開していくことが重要である。

この要綱は、平成24年4月から施行している「山梨県食の安全・安心推進条例第23条（以下「県条例」という。）」に規定する食の安全・安心推進月間の趣旨にふさわしい事業として、食の安全・安心の確保や食育について、農業生産者、食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの責務や役割についての認識を新たにし、知識や理解を深め、同時に相互の信頼関係を構築しながら連携して取り組んでいく契機とするための大会に関し必要な事項を定める。

(大会の名称)

第2条 大会の名称は、「やまなし食の安全・食育推進大会」（以下「推進大会」という。）とする。

(主催)

第3条 推進大会の主催は、山梨県とする。

(開催時期、回数)

第4条 推進大会は、県条例第23条の規定する「食の安全・安心推進月間」の毎年9月に開催するものとし、開催回数は年1回とする。

(開催場所)

第5条 推進大会は、原則として甲府市内またはその周辺で開催する。

(参加対象者)

第6条 一般消費者、消費者団体、農業生産者、食品製造業者、流通・販売業者、学校関係者、食品表示ウォッチャー、食育活動団体、関係行政機関などから広く参加者を募るものとする。

(優良活動表彰)

第7条 推進大会においては、県条例第23条に基づく、食の安全・安心の確保や食育に関して、他の模範となる特に優れた取り組みを行った個人または団体の表彰を行う。

(被表彰活動についての事例発表)

第8条 推進大会においては、前条の被表彰者または被表彰団体による食の安全・安心の確保に向けた取り組み、または食育推進活動の取り組みについて事例発表などを行う。

(運営の方法)

第9条 推進大会の企画、立案及び運営、準備を円滑かつ効果的に行うため、「やまなし食の安全・食育推進大会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）」を置く。

(運営委員会の設置)

第10条 運営委員会の構成団体は、農業生産者、食品製造・加工・調理及び流通・販売事業者、一般消費者及び消費者団体、食育関係団体、関係行政機関とし、その設置については、別に定める「やまなし食の安全・食育推進大会運営委員会設置要領」によるものとする。

(やまなし食の安全・食育推進大会開催要領)

第11条 推進大会の開催内容については、年度毎に別に定める「やまなし食の安全・食育推進大会開催要領」によることとする。

(参加費用)

第12条 推進大会への参加費用は、無料とする。

(開催の周知)

第13条 推進大会の開催については、県の広報、ホームページおよびチラシの配布等により、広く県民に周知する。

(その他)

第14条 その他、推進大会の開催について必要な事項は、運営委員会及びその事務局において決定する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

やまなし食の安全・安心優良活動表彰要綱

(目的)

第1条 山梨県食の安全・安心推進条例第23条に基づき、県内において、食品の安全性の確保や消費者への正確な情報提供を推進する活動、消費者・生産者・事業者の相互理解及び信頼関係の確立に向けた活動、食育を推進する活動等が、広く他の模範となる特に優れた活動に対して表彰し、本県における食の安全・安心の確保に向けた県民意識の高揚を図る。

(表彰)

第2条 表彰は、山梨県知事が行うものとする。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象者（団体を含む。）は、県内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、市町村長、市町村教育長、食の安全・安心の確保等に関わる各種団体の長、県関係課長等が推薦する者とする。

- 1 農林畜水産物の生産者及び生産団体
- 2 食品の製造・加工・調理・流通・販売を行う個人及び団体
- 3 消費者団体及び消費者団体の長
- 4 教育関係者（団体を含む。）
- 5 その他表彰にふさわしいものとして山梨県が認める者

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の表彰対象者のうちから山梨県が審査のうえ決定する。

(表彰基準)

第5条 表彰は、次に掲げる活動のいずれか1項目以上に該当する活動を行っている個人、または団体で、個人にあっては5年以上または団体にあっては3年以上活動を継続し、その活動が広く他の模範となる特に優れた活動と認められるものを対象とする。

（1）食品の安全性を確保するための活動

- ・農林畜水産物等生産者、事業者における生産、製造、加工、流通販売等の工程における食品安全管理体制の充実、強化
- ・自主検査の充実、検査体制の強化
- ・法令順守体制の充実、強化
- ・有機農業や減化学肥料、減化学合成農薬等環境保全型農業生産の取り組み等の充実
- ・その他食品の安全性を高めるための活動

(2) 食品の安全性、栄養その他食生活に関する正確な情報を消費者に提供するための活動

- ・表示の適正化への取り組み強化、原産地に関する情報提供の充実
- ・食事バランスガイド等の利活用の推進
- ・トレーサビリティシステムの導入推進
- ・消費者へのアカウンタビリティー（説明責任）の充実、強化
- ・その他食の安全・安心等に関する情報提供の充実、強化に向けた活動

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立を図るための活動

- ・消費者、生産者、事業者間相互の交流促進
- ・地産地消の効果的な推進
- ・リスクコミュニケーションの推進、相互理解の増進
- ・その他関係者間の相互理解・信頼関係の確立を図るための活動

(4) 食育を推進するための活動

- ・地域・学校・保育所等における食育を効果的に推進するための活動

(5) その他、食の安全・安心の確保に貢献する活動

2 前項における基準日は、当該年度の4月1日とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、県条例第23条に基づき「やまなし食の安全・安心推進月間」に定められた毎年9月に開催する「やまなし食の安全・食育推進大会」において行う。

表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。